

男鹿市規則第 1 号

男鹿市財務規則の一部を改正する規則

男鹿市財務規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（随意契約によりことができる場合） 第115条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) （略） (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u>	（随意契約によりことができる場合） 第115条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) （略） (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u>

改正後

様式第85号(第186条関係)

年 月 日

男 鹿 市 長 様

申請者 住 所
氏 名(代表者)
電 話 番 号
メールアドレス

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。
記

1 使用しようとする財産
(1) 所 在(名称)
(2) 区 分
(3) 数 量

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

4 使用しようとする期間

5 その他参考となるべき事項

改正前

様式第85号(第186条関係)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

男 鹿 市 長 様

申請人 住 所
氏 名

次のとおり行政財産を使用させてください。

行政財産の名称		所在地	
使用する部分の面積			
使 用 目 的			
使 用 期 間			
その他必要な事項			

備考

改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。